

令和7年度 城陽市立深谷小学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

本校の生徒指導の基本方針

「楽しく規律ある学校を目指して、一人一人の児童が望ましい生活態度で行動するとともに、仲間を大切にし、自主的・自律的に考え、判断し、協力して行動する基本的な能力を養う。」

本校のいじめ問題に対する基本認識、基本姿勢

◎いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得る

◎いじめは、どんな理由や言い分があっても、いじめる側が悪く、人として絶対に許されない

◎いじめは、被害者の立場に立ち、教師が全力でいじめられている児童を守るに則り、いじめの未然防止、早期発見及びいじめ事象の対処のための対策を効果的に推進するため、「城陽市立深谷小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こりうるものであり、どの子どもも加害者にも被害者にもなり得るものである。「いじめは絶対に許されない行為である。」という認識を全校で共通確認をし、全ての教育活動をとおして「いじめの未然防止」を目指した取組を推進する。

(1) 組織的な生徒指導

ア 学級だけでなく、絶えず学年、学校を見つめての指導

イ いじめを許さない学級、学年、学校の風土構築

ウ 全校で徹底した規範意識の醸成

(2) 積極的な学級活動・教育相談活動

ア 学校生活充実のための取組による仲間意識、協力意識、平等意識

イ いじめ事件を教訓とした時事的、日常的な学級指導

ウ 教育相談活動の紹介、呼びかけ

(3) 学習面における関係づくり

ア 互いを認め合い、励まし合える学習環境作り

イ グループでの活動を通じた共同意識

(4) 道徳教育や人権教育の充実

ア 道徳の授業を通じた、いじめを無くすという意識作り

イ 人権教育や人権週間による、学級集団でのいじめに関する取り組み

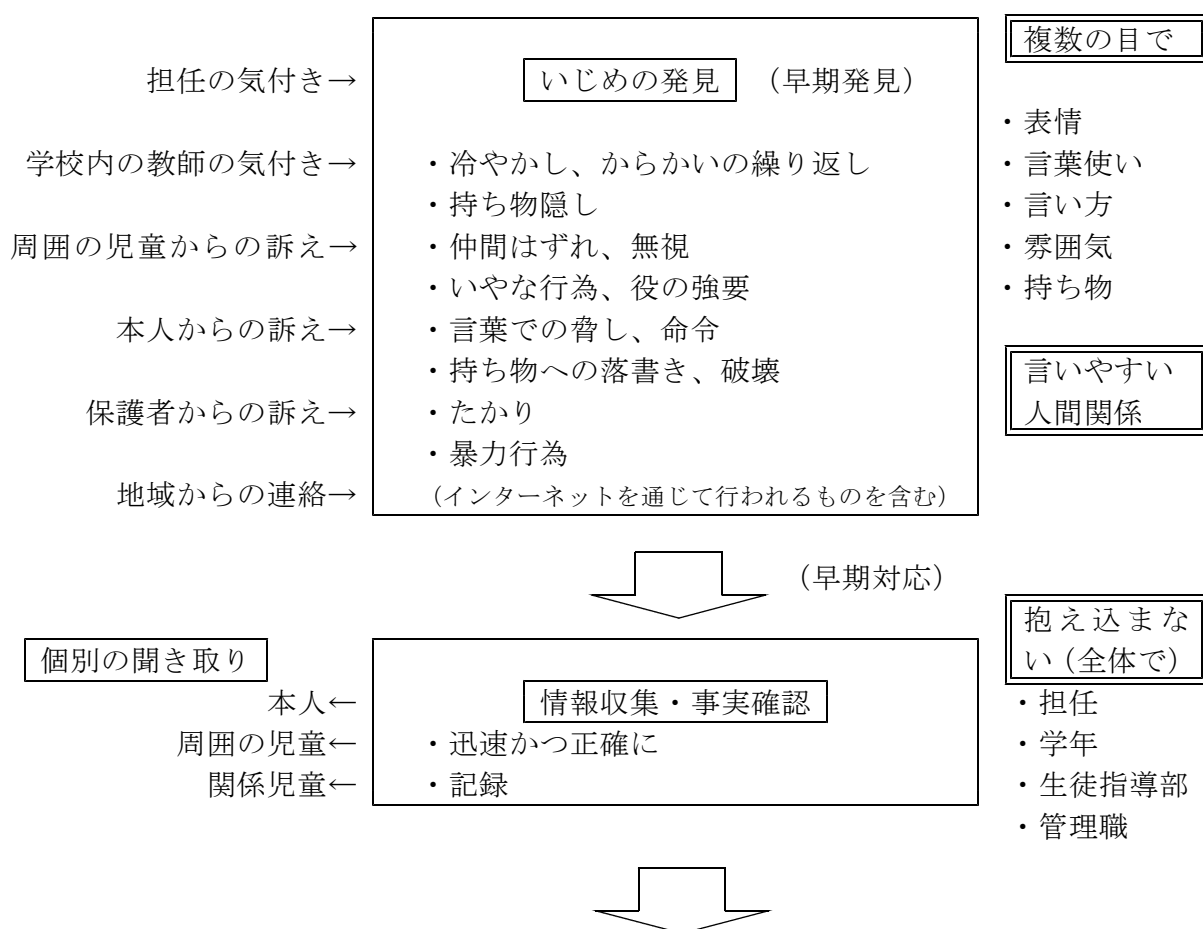
3 いじめの早期発見

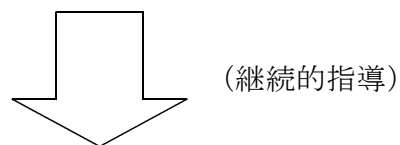
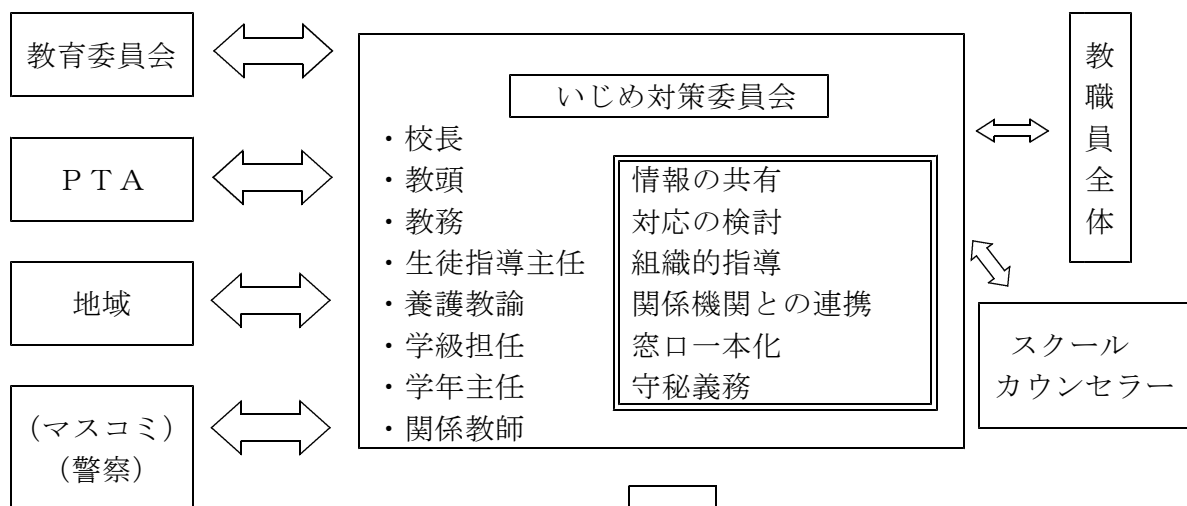
いじめは、遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われるなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われるものである。このことから、日頃から児童との信頼関係を構築し、児童が示す変化や発信するサインを見逃さないよう「いじめの早期発見」に努める。

- (1) 日々の児童観察による友だち関係の変化の察知
- (2) 日々の会話や日記、定期的なアンケート等によるいじめ兆候の早期発見
- (3) 保護者との連携による学校外の変化の察知
- (4) 教育相談週間を設定し、スクールカウンセラーと連携した実態把握
- (5) いじめアンケートを通じた交友関係等の把握

4 いじめに対する取組（指導マニュアル）

いじめの事実が確認された（疑いも含む）場合、学校として速やかに情報を共有し、対応について検討する。その際には、被害児童の安全を確保し、加害児童に対しては教育的配慮の下、適切に指導にあたる。これらの対応については、教職員が以下に示す対応方法を共通理解した上で、組織的に対応する。





被害児童 保護者	加害児童 保護者	学年児童	全校児童
個別指導 ・担任 ・学年主任 ・養護教諭	個別指導 複数指導 ・担任 ・学年主任 ・生徒指導主任 ・関係教師	学年集会での指導 ・学年主任 ・生徒指導主任	全校集会等での指導 ・生徒指導主任 ・校長
人間関係の修復・個別指導・見守り			

- (1) いじめが発生した場合、すぐに当事者（いじめられている児童、いじめている児童）から個別に事情を聞き、事実関係を把握する。
 - ・その際、複数の教師で、記録もとりながら、できるだけ具体的に詳しく聞く。
 - ・当事者は隠そうとする場合があるので、慎重に周囲の児童にも聞き取り、正確な事実を把握するように努める。
- (2) 重大ないじめ問題の場合、校長、教頭、教務、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、担任、関係教師でいじめ対策委員会を組織して原因や関係を分析しながら指導方針を立てるとともに、関係機関との連携を図る。
- (3) 被害児童への援助、相談活動はもちろんのこと、加害児童への指導は、保護者への連絡（事実関係、指導等）も密にしながら、今後の協力体制を作り、継続的な指導と見守りを行う。
- (4) 個人情報等に配慮しながら、学年児童全体や全校児童に対して、いじめを許さない基盤を再構築するために、集会等の場面で繰り返し指導を行う。
- (5) 追跡調査を実施する。行為が止み、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない状態が3ヶ月以上経過したことをもってを解消とする。

5 いじめ防止等に対する体制

いじめの防止等に対する日常的な取組については、校内の「生徒指導部」が中心となり、その推進にあたり、学校全体で組織的に対応する。

- (1) 組織の構成メンバーは生徒指導部とし、全教職員で取り組んで行く。
- (2) いじめアンケートや教育相談を行ったり、スクールカウンセラーと連携したりしながら、いじめに発展しうる事象の早期発見をする。また、定例の生徒指導部会を通して、学校全体の児童の状況を把握する。
- (3) 人権教育、道徳教育などを通して、児童に「いじめをしてはいけない」という意識を持たせる。

6 重大事案への対処

重大事案が発生した場合は、直ちに城陽市教育委員会へ報告し、調査・指導等についての方針を協議する。学校としては、「いじめ対策委員会」を中心に、被害児童生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、的確な情報収集を行い、事実関係を明確にする。対処については、基本的には4に準ずるが、以下の点についても確認する。

- (1) 学校で行う調査の状況（方法や結果等）については、必要に応じていじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- (2) 調査及び指導の経過や結果を城陽市教育委員会に報告し、以後の指導について協議する。
- (3) 同様の事態の再発防止に向けた取組を進める。

7 その他

(1) 地域・家庭との連携の推進

- ① 本校PTA、深谷校区民生児童委員、青少年健全育成会議深谷校区会議との連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
- ② 学校のいじめ防止に関する学校の基本方針等を学校だよりやホームページ等で発信する。

(2) 関係機関との連携の推進

- ① 警察、児童相談所、家庭児童相談室と適切な連携を図る。
- ② 校区中学校との連携を図り、一貫した指導を推進する。